

目次

はじめに ..... 1

第一章 新憲法普及啓発グッズの三点盛り ..... 4

一 憲法記念紙芝居 4

二 新憲法祝賀レコード 15

三 新憲法記念いろはかるた 23

第二章 官も民も記念品作り ..... 35

一 政府発行の公布記念品 36

二 匿名にされた天皇からの記念品 46

三 自治体発行の公共交通機関記念切符 50

四 民間で制作された記念品 56

第三章 昭和天皇の「日本國憲法」 ..... 59

一	新憲法「発布」の日・昭和天皇の一日	59
二	「御下賜品」と言えなかった「菊御紋章付銀杯」	64
三	「新憲法発布記念・皇室の御寫眞」	71
四	「日本國憲法公布記念祝賀都民大會」への「臨御」	79
五	昭和天皇が思っていた「日本國憲法」	83
<b>第四章 草の根の祝賀行事と解説パンフレット</b> …………… 89		
一	各地で行われた祝賀行事	89
二	草の根の解説書	95
<b>第五章 新憲法記念絵葉書と記念切手</b> …………… 99		
一	記念絵葉書と記念切手	99
二	その後の記念葉書と記念切手	109
<b>第六章 生き延びた旧憲法の制度</b> …………… 113		
一	憲法公布手続きを司る「公式令」の運命	113
二	元号「昭和」への逆風と消えた元号法案	116
三	国民の祝日	118

四 文化国家の夢と文化勲章 124

第七章 新憲法記念映画 ..... 133

一 「情炎」(松竹映画会社) 133

二 「壮士劇場」(大映映画会社) 136

三 「戦争と平和」(東宝映画会社) 137

四 「仲よし子よし」(ファースト映画社) 139

五 「新憲法の成立」(日本映画社) 140

第八章 新憲法のテキスト ..... 141

一 『新憲法の解説』(内閣発行) 141

二 『英和对照日本國憲法』(最高裁判所事務総局連絡局) 143

三 『日本國憲法』(有斐閣) 144

四 『The Constitution of Japan』(Newsweek, Tokyo Bureau) 145

五 『The Constitution of Japan 和英対照日本國憲法』(研究社) 146

六 点字版『新しい憲法』(憲法普及會) 150

七 『あたらしい憲法のはなし』(文部省) 152

第九章 新憲法の普及、啓発用文献 ..... 153

一 普及活動の主役、憲法普及會 153

二 東京大学法学部の新憲法 163

第一〇章 日本国憲法の周辺エピソード ..... 176

一 伊豆大島暫定憲法「大島大誓言」 176

二 憲法修正第一条になり損ねた「児童憲章」 177

三 映画検閲、報道検閲と占領軍関係の不祥事 181

四 パンパンのお姉さん 183

第二一章 日本国憲法制定のエピローグ ..... 185

一 日本国憲法が予告していた国際連合加盟 185

二 憲法から抜け落ちた戦争犯罪処罰の法理 187

三 THE DIET から THE NATIONAL DIET への衣替え 190

四 「国立国会図書館」という名称の由来 191

第二二章 日本の憲法は変われども「日本国憲法」は変わらず ..... 193

- 一 憲法附属法 193
- 二 憲法慣習 198

第二三章 日本国憲法制定の社会史

- 一 日本国憲法制定劇のアクター 200
- 二 新憲法制定は同床異夢の乱舞劇 202
- 三 草の根における新憲法の受け止め方 203
- 四 日本国憲法のお誕生 204
- 五 新憲法が主権者日本国民の家族になった日 206

おわりに ..... 207

執筆者 江橋 崇（えはし・たかし）

東京都生まれ。昭和四一年東京大学法学部卒、同年同研究助手（憲法）。法政大学専任講師、助教授を経て、昭和五年同教授。平成二五年定年退職。現在、法政大学名誉教授。この間、ロンドン大学高等法学研究所、ウィーン大学法学部、ハンス・ケルゼン研究所、北京外国語大学北京日本学研究所、上海外国語大学の研究員、客員教授。憲法理論研究会、全国憲法研究会、日本公法学会、国際人権法学会、自治体学会等に所属。

#### 〈社会的活動〉

東京大学法学部憲法訴訟研究会、自由人権協会情報公開法研究会、同国際人権法研究会、小西反軍裁判新潟地裁特別弁護人、東大社研治安維持法研究会、町田市情報公開・個人情報保護審査会、川崎市人権施策推進協議会、かながわ国際政策推進懇話会、自治総研「外国人は住民です」研究会、JICA国総研「地方自治体と国際協力のあり方」研究会、世界人権会議NGO連絡会、NGO自治体国際協力推進会議、「エイズに学ぶ」研究会、東京都女性問題協議会、東京都国際財団市民活動助成金審査会、パブリック・リソース・センター、市民立法機構・市民立憲フォーラム、部落解放研人権条例とまちづくり研究会、人権政策研究会、フォーラム平和・人権・環境、日中友好会館、国際カード協会（IPCS）、遊戯史学会、日本人形玩具学会、大牟田市立三池カルタ記念館、日本健康麻将協会、麻雀博物館、日本かるた文化館。

#### 〈主な著作〉

『現代の憲法論』共著、敬文堂、昭和四五年。『憲法判例集』共編著、有斐閣、昭和五三年。『ゼミナール憲法裁判』共著、日本評論社、昭和六一年。『講座憲法訴訟』共著、有斐閣、昭和六二年。『ヒューマン・ライト——いま世界の人権は』共訳、日本評論社、昭和六三年。『象徴天皇制の構造、憲法学者による解説』編著、日本評論社、平成二年。『くらしと日本の省庁（総合的学習に役立つ）』監修、小峰書店、平成三年。『自治体国際協力の時代』監修、大学教育出版、平成三年。『外国人は住民です——自治体の外国人住民施策ガイド』編著、学陽書房、平成五年。『来日外国人人権白書』編著、明石書店、平成九年。『麻雀博物館大圖録』編著、竹書房、平成十一年。『市民主権からの憲法理論——増補型改正の提案』生活社、平成一七年。『官の憲法と「民」の憲法——国民投票と市民主権』信山社、平成一八年。『企業の社会的責任経営——CSRと国連グローバル・コンパクトの可能性』編著、法政大学出版局、平成二二年。『かるた』〈ものと人間の文化史173〉法政大学出版局、平成二七年。

## はじめに

昭和二一（一九四〇）年、敗戦間もない日本国民は不思議な憲法体験をした。八カ月前まで「不磨の大典」とされていた大日本帝国憲法であったが、敗戦にともない、小規模な改正の必要性が政府の方針として公表されていた。それがこの年の三月に政府から発表された憲法改正要綱は、大雑把なものではあったがとんでもない大改正案であり、この新憲法は「主権在民」と「戦争放棄」を二大原則とするというのがその説明であった。「一朝目覚めれば天下の人」という言葉があるが、天皇陛下の忠実な臣民だったのに、「一朝目覚めれば主権者国民」だったのである。

同年四月に敗戦後初めての衆議院議員の総選挙が行われて、その後議会で改正案の審議が進み、その様子は新聞やラジオで報道されたが人々が理解するには時間が足りなかった。一番中心の「主権在民」と敗戦によっても国体が護持されたはずの天皇制との関係さえよく分からないままに審議が完了した。主権者であれば、直接に賛否を問う国民投票があってもよかつたがそれもなく、それに代えて、まだ議会で審議も始まる前で憲法条文の形も見えない時期に行われた衆議院議員総選挙で政府案に賛成を表明した政党の候補者に投票したことが、新憲法への賛成の意思表示とみなされた。

でき上がった「日本國憲法」（以下では「國」は「国」も併用）は同年一月三日に「公布」されて全国各地で祝賀行事が行われて、多くの人々が祝典に参加し、行事や余興を楽しんだ。このころから新憲法の画期的な意義を説く解説、啓発の活動が盛んになり、同年一月一日に帝國議会の外郭団体として「憲法普

及會（会）ができる」と、政府の普及、啓発活動がシャワーのように人々に降りそそぐようになった。硬い解説の書物から、紙芝居、レコード、かるたなどの国民向けの啓発グッズまでが多種多様に世に送り出されて、この祝福ムードの中で翌昭和二二（一九四七）年五月三日に新憲法は施行された。

こうした「日本国憲法」の生誕の経緯は、社会史としては実はあまりよく分かつてはいない。敗戦ともない主権を失い、外国軍隊の支配下にあった国で起きた日本国民の不思議な憲法体験の実相は、その記録も記憶も歴史の闇に隠れてしまい、明らかになっていない。これでは日本国憲法がかわいそうだと思う。ところが、日本社会には、当時の社会の実相を鮮明に伝えている物品が実は多数残されていた。それは、昭和二一年、二二年当時に大量に作られてばらまかれた新憲法の記念グッズ、啓発グッズである。これらの物品史料は、社会の片隅に捨てられていてだれも見向きもしない。だが、それらをよく見て、その語るところに耳を澄ませれば、そこに、今までの正史の説明では聞いたことのない日本国憲法誕生の真相が明らかになる。

これから、これらのグッズが語る日本国憲法誕生のドラマをひも解いてみたい。私たちが昭和二一年の日本にタイムスリップして、日本国憲法誕生の当時に、新憲法制定の意義と、政府が強調した①象徴天皇制を含んだ主権在民と②戦争放棄という新憲法の二大原則の意義が日本社会でどう説明され、人々にどう理解されていたのかを追体験してみたい。ここに戦後憲法社会史を探求する扉が開かれるのであり、不毛な改憲・護憲論争を冷却する入り口が見えるであろう。私は物品の説明、解説はするが、なるべく感想、意見はひかえて、グッズそのものが語るところにすなおに耳を傾けてみたいと思う。

なお、ここで本書の表記について一言しておきたい。本書では、旧漢字と新漢字、古い送り仮名と現在の送り仮名が登場する。「國」と「国」、「思ふ」と「思う」という具合である。最近の憲法史の著作や資料集では、古い史料も新漢字に直して表記することが多いが、どうも味気ない。私はそれと違って、歴史の記述では新旧の使い分けをしている。本書でも「日本國」もあれば「日本国」もある。基準は単純で、歴史史料を「引用」するときは原文で用いられている漢字と送り仮名を使い、私が説明する文章では新漢字と現代送り仮名を使う。

ここで「日本國憲法」という表記について説明しておこう。昭和二年にこの言葉が登場した当時には、昭和一七（一九四二）年の「標準漢字表」の「簡易字体」で「國」は「国」を使ってもよくなったが、ここでの「留保」条項により、天皇の詔勅や大日本帝國憲法のようにおごそかなものは常に「國」を使い続けなければならなかった。だから、四年後の昭和二二年に生じた新憲法の検討時には、「日本國憲法」でも「日本國憲法」でもよかつたのだが、当時の政府も、各政党も、民間も、みな「日本國憲法」と表記した。新憲法は大日本帝國憲法を改定するおごそかなものと考えていたからである。それを旧憲法とは断絶した、主権者となった国民が自ら制定した新しい別の憲法であると理解するようになったのは後付けの理屈である。このような当時の社会の空気を表すには、やはり「日本國憲法」で始める方がよい。本書の読者には慣れない漢字や送り仮名が出てくるので迷惑かもしれないが、歴史の書は、タイム・カプセルのように過去の時代に飛んで、その時代、その社会を追体験するものだし、慣れるまでそれほど時間もかからないので、歴史の体験への入場切符と思つて我慢してお付き合いいただけると嬉しい。<sup>(1)</sup>



「日本國憲法公布記念」章牌 収納箱（造幣局製）

## 一 政府発行の公布記念品

### 1 「日本國憲法公布記念」章牌

日本国政府は、昭和二一（一九四六）年一月三日の日本国憲法公布を記念する記念グッズを制作、配布した。これは一般にも販売された。かつて明治二二（一八八九）年二月一日の大日本帝國憲法發布ではこうした国民向けのグッズは制作、配布されていないので、一般市民向けに記念品を制作するというところは国民主権の新憲法らしい新企画であった。記念品は四種類あり、いずれも造幣局で制作された。

一つめは、「日本國憲法公布記念」章牌である。

これは、径五五ミリ、厚さ四ミリの円形をした青銅製の章牌である。一面に「日本國憲法公布記念」とあり、朝日と国会議事堂を背景にした鶏の母鳥とひ



「日本國憲法公布記念」章牌 表面（上）・裏面（下）（造幣局製）

よこが描かれている（作者は宮島久七）。ひよこの右下隅に「造幣局製」とあるが、それ以外には製作者や発行者についての記載はない。他の一面には波模様を背景に芽吹きの苗木がえがかれ、一九四六と西暦で年代が表示されているが、昭和の年号は使われていない（作者は木田文雄）。「日本國憲法」は「昭和二一年」に公布されたと法文上でも明示されているのに「一九四六」と言いかえているあたりに当時の日米関係の空気が感じられる。GHQは、「日の丸」という国旗、「君が代」という国歌、そして「昭和」という年号の使用を禁じようとしていて、その気持ちを日本側も「忖度そんたく」していたのである。

これは縦八六ミリ、横八六ミリ、厚さ一九ミリの桐の木箱に納められた。木箱の表面には「日本國憲法公布記念」「造幣局製」という金文字が捺されている。造幣局の記録によれば、約一万个販売され、総販売額は二八万円とされている。このなかには国や自治体が買い上げて関係者に贈った物も相当あったと思われるが、一般に販売されたときは、これに実際の販売者の手数料や利益をくわえて売られたであろう。

この章牌の一面の図柄は鶏の母鳥とひよこであり、背景に国会議事堂と朝日がある。母鳥は議会制民主主義を教えるGHQでひよこは教わる日本を想像させる。もう一面もGHQの考えにそって新しい日本の芽生えを表現している。発行者が日本政府であることがどこにも記載されていない。つまり、まるで政府が作ったのではなく、主権者となった日本国民が自分たちの憲法の制定を喜んで自主的に制作したもののように演出されている。どうやらこれは日本政府の発案ではなく、GHQの強い指導、命令のもとに制作されたものだろうと推測される。それにしても母鳥とひよこの図柄を喜ばしいことと感ずるあたりに、当時の日本政府関係者の挫折と反省、自信喪失の気持ちがすなおにでていられると思われる。

## 2 「日本國憲法公布記念」メダル

二つめは「日本國憲法公布記念」メダルである。これは、径三七ミリ、厚さ二ミリの円形のメダルである。上部に吊り下げのための環がついている。材料は、造幣局の記録上は青銅とされているが、品質にはばらつきがある。表面は中央に議事堂がえがかれ、四周に農業、工業、水産業、文化産業をあらわすデザインがえがかれている（小柴利孝作）。裏面には「日本國憲法公布記念」「一九四六」「造幣局製」とあり、朝日を背景にして鳩がえがかれている（この二面のうちどちらが表面であるのかは分かりにくい<sup>10</sup>が、ここでは制作者である造幣局の記録に従った）。経済の復興と文化国家の建設が訴えられていることになる。このメダルは、造幣局の記録では約二万三〇〇〇個販売され、総販売額は約三〇万円だった。

これは、縦七〇ミリ、横五三ミリの包装紙でくるんで販売された。包装紙は紺の地色に横縞模様でくりかえし白鳩とめだたい瑞雲<sup>ずいん</sup>がえがかれている。この包装紙にはNIPPON KOKU KENPO KOFU KINENという文字の地模様があり、その上に、「日本國憲法公布記念」「造幣局製」と金文字で縦に印刷されている。

すでに紹介した章牌は民主主義の夜明けをあらわしていたが、このメダルは、表面に農業、工業、水産業、文化産業を中心にした新社会、文化国家の建設が描かれ、裏面に平和主義の国家を象徴する鳩が描かれている。章牌と同じように、発行者である日本政府が明らかになっていないことや昭和という年号が入っていないこと、そしてなぜか包装紙にローマ字表記があることなど、ここにもGHQの強い指導がう



「日本國憲法公布記念」メダル 表面（上）・裏面（下）（造幣局製）

第2章 官も民も記念品作り



「日本國憲法公布記念」メダル 包装紙（造幣局製）

かがわれる。

「日本國憲法」を「にほんこくけんぼう」と読むのか、「にっぽんこくけんぼう」と読むのかは憲法制定議会の当時から問題になっていたことであり、戦前の栄光を忘れられない保守派の人々は元気のよい「にっぽんこく」を好み、戦前との断絶と戦後の新出発を願う革新派の人々はやわらかい「にほんこく」を好んだ。政府は、憲法審議の帝國議会で読み方はどちらでもよいという答弁をしていたが、昭和天皇は「にっぽんこくけんぼう」と読み、平成天皇は「にほんこくけんぼう」と読んだ。このメダルの包装紙上の表記は「NIPPON KOKU」でその後も切手などは「NIPPON」である。なるほど、ローマ字にするメリットはここにあったのだと日本政府の巧妙な細工に感心する。なお「日本国」を「NIPPON KOKU」と分ち書きにしたのは他に例のない珍しい表記であり、「公布」が「KOHU」ではなく「KOFU」であることも含めて、図案家の好みがそのまま残ったように思える。

### 3 「日本國憲法公布記念」ブローチ

三つめは「日本國憲法公布記念」ブローチである。これは、四五ミリ×三五ミリの丹銅製、七宝細工入りのブローチである。表面には二羽の鳩が描かれている（辻籬介作）。もちろん、これは平和主義をあらわしている。二羽の鳩の羽の色の組み合わせはさまざまで、赤色と白色の組み合わせ、緑色と白色の組み合わせ、紺色と白色の組み合わせの三パターンが確認されている。ブローチには発行の趣旨も、発行者名も記されていない。わずかに裏面の中央下部に造幣局の製造であることを示す小さな刻印があるだけである。

造幣局の記録によれば、約一万个販売され、総販売額は約三一万円だった。これは縦七七ミリ、横六三ミリ、厚さ一八ミリの桐の木箱におさめられて販売された。箱の表面に「日本國憲法公布記念」「造幣局製」との記載があるが、一度この外箱からはなれるとブローチが日本國憲法公布記念のものであることがわからなくなってしまう。

このブローチは、次に紹介する帯留めとともに、アクセサリーとしてもっばら女性向けに制作されたものである。男女同権は主権在民、平和主義と並ぶ日本國憲法第三の柱といわれることもあったし、すでに前年の衆議院議員選挙法改正で女性の選挙権、被選挙権は実現されていて、実際にこの年四月の総選挙で三九名の女性衆議院議員が誕生し、日本國憲法についての審議と議決に加わっている。そういう時代の風が吹いていたからであろうか、政府が女性むけの記念品を制作、販売するのは前例のない革新的な企画であった。ただし、これに対応する男性用品は制作、販売されていない。男女平等といっても、男女が平等に「相互の協力により」社会的責任、家庭的責任を果たす「男女共同参画」のイメージにはまだまだ距離がある。

#### 4 「日本國憲法公布記念」帯留

四つめは「日本國憲法公布記念」帯留である。これは、ブローチと同じ丹銅、七宝細工、表面に二羽の鳩の図柄でできているもので、大きさもデザインも同じである。違いは、裏面にブローチには安全ピンがつき、帯留めには帯紐を通す環がついているという点だけである。これは、造幣局の記録では約二〇〇〇



「日本國憲法公布記念」ブローチ（造幣局製）

第2章 官も民も記念品作り



「日本國憲法公布記念」帶留 表面（上）・裏面（下）（造幣局製）

個あまりが販売され、総販売額は約六万円であった。なお、この帯留めの現存品はとくに少なく、私は、赤色と白色の鳩が組み合わされているものと緑色と白色の鳩のものしか確認できていない。制作個数が少ないことからすると、これだけしか作られなかったのだろうか。そうではなく、紺色と白色の鳩の個体を私が発見できなかっただけのことであろうか。

日本国憲法が制定されたときのニュース映画の映像や新聞、雑誌類の写真をみると、まだまだ和服姿の女性が多く登場している。日本国憲法の平和主義を意味する帯留めを制作したあたりにも、当時ならではの時代の空気が感じられる。

以上が日本政府の制作した記念グッズである。このほかに、通信省の管轄で、記念切手やはがきが発行されているが、それについてはのちに扱おう。これらの記念グッズを全体としてみると、政府が考えていた日本国憲法の基本原則は、①GHQに指導される議会制民主主義、②産業復興と文化国家の建設、③戦争放棄と平和主義であることが分かる。他方で、基本的人権に対する理解は不十分だし、地方自治の無視がめだっている。女性向けの帯留めが制作されており、女性が尊重されているように見えるが、女性の権利の尊重や社会的な活躍の期待がデザインされているものではない。

## 二 匿名にされた天皇からの記念品

### 1 新憲法公布記念の「菊御紋章付銀杯」

日本国憲法の制定経過でいまひとつ明らかになっていないのは昭和天皇のかかわりである。当時法制局長や長官であった入江俊郎によると、天皇は昭和二十一年二月二日の閣議で内閣がGHQ草案の基本的な受諾をきめたあとに幣原喜重郎首相からそのむねの報告をうけてこの草案にそった改正を了承し、具体的な内容については三月五日の政府案の閣議決定のあとに幣原首相から内奏をうけて承認している。ただ、主権在民と天皇制の関係が幣原からどう説明されたのかはあきらかでない。その後の天皇の言動からすると「君民共治で立憲君主制に近い改正でございます」と説明されたと推測されるが、たしかな史料が公にないで判断はさし控える。

昭和二十一年一月三日には、午前一時から帝国議会貴族院議場でおこなわれた日本国憲法公布記念式典につづいて、同じ出席者で、内閣総理大臣官舎に席をかえて日本国憲法公布祝賀会が立食形式でおこなわれた。この席で「日本国憲法公布記念」の「菊御紋章付銀杯」が記念品として出席者に配布された。ただ、この日に配られたのは目録だけで、実物は後日に配布されている。

この銀杯は径一〇五ミリであり、表面には、皇室の紋章である一六花弁の菊花が金色に描かれている。裏面の縁には、「日本國憲法公布記念」「昭和二十一年十一月三日」と刻まれている。西暦表示がない。この銀杯は、形式的には政府が閣議で決定して制作したことになっているが、実際は天皇からの「御下賜」の品物であり、できる限りそれらしく見えるように工夫されている。なお、高台の内側に「造幣局謹製」という刻印がある。政府の制作した通常の記念品であれば「造幣局製」であるから、これが宮中に関連する特別のものとして制作されたことがわかる。

銀杯は、白色の絹布に包まれ、縦横一三〇ミリの桐の木箱に収納されていて、表面には金文字で「日本國憲法公布記念」「銀杯」とある。どこにもそれが天皇から与えられたものであることを示す記載はない。その時までの天皇制の感覚からすると、大日本帝國憲法では主権者であった天皇が憲法改正を認めて新憲法を「発布」した記念品であるのに、「発布記念」とも「御下賜」とも刻むことができなかったのは不本意であったことだろう。天皇をめぐる憲法体験は屈折している。

## 2 新憲法公布記念の「朱塗木杯」

なお、その後、日本國憲法制定にかかわった公務員には木製の朱杯が配布された。表裏両面が赤漆で塗られたもので、表面の中央に菊花の模様がありその中央に「憲」の文字がデザイン化して描かれている。この菊花の模様も、皇室の正規の「御紋章」とされている。裏面の縁には、「日本國憲法公布記念」「昭和二十一年十一月三日」と金文字で書かれている。黄色の綿布に包まれて、縦横一二三ミリの木箱に収納されている。箱は無地で、何も書かれていない。木杯なので造幣局製ではなくて、底箱の内側に「白木屋謹製」と朱色で捺されているのでこのデパートが制作、納入したものである。この木杯の制作、配布についての資料も乏しいが、国立公文書館にある閣議の記録を見ると、内閣書記官長から宮内次官宛に御紋章使用の承諾を求める書類がある。また、議会史の著作に一言だけだが職員に配布したと書かれている。

第2章 官も民も記念品作り



「日本國憲法公布記念 銀杯」及び「朱塗木杯」(内閣発行)



## 日本国憲法のお誕生——その受容の社会史

---

2020年11月3日 初版第1刷発行

著 者 江 橋 崇

発 行 者 江 草 貞 治

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

〔101-0051〕東京都千代田区神田神保町2-17

電話(03)3264-1314〔編集〕

(03)3265-6811〔営業〕

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

---

印刷・大日本法令印刷株式会社／製本・大口製本印刷株式会社

© 2020. 江橋 崇. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替いたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-22796-5

**JCOPY** 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。